



# 高浜原発差し止め仮処分をとりけし あきらめずに闘おう

ところで  
「新規制基準  
に適合する」  
という規制委

十五年四月、福井地裁の樋口英明裁判長が高浜原発三・四号機の運転差し止め仮処分を決定しました。これで高浜原発再稼働の動きに一旦ストップがかけられました。

た、同日、同裁判長は高浜原発運転差し止め仮処分申し立てについても却下しました。

の準備に入って、年末年始にかけて燃料装荷を進めるといふふうに聞いています。そのために、私どもの検査官もその年末年始返上の体制をとるといふことで、今、準備しています。」と発言。

の判断は「安全」を保証するものでしょうか？今回の福井地裁も「過酷事故の可能性がまったく否定されたものではない」と、述べています。西川

関西電力はこれに対して異議を申し立て、樋口裁判長は、名古屋家庭裁判所へと異動になり、異議審は林潤裁判長が担当することになりました。

この過程で明らかになったことは、運転差し止めの司法判断は全く無視されていったということです。

この言葉から、運転差し止め決定を全く無視して適合性審査をし続けていたことがわかります。

安全の保証もなく、責任の所在が不明確なまま、原発再稼働だけが推進されようとしています。あきらめずに原告団、弁護

そして、十二月二四日、林潤裁判長は関電の言い分を認め、仮処分取り消し決定を出しました。ま

決定が出る前の二十二日に西川福井県知事が合意。原子力規制委員会・田中委員長も同じ二十二日に、「（高浜再稼働について）もう規制委員会としてすべきことは大体済んでいるのですね。」

そして関西電力は決定が出た二十四日に、高浜三号機は二五日より燃料装荷作業を開始すると発表しました。

（アート・アド分会N）